

会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山城調査整備委員会

2. 開催日時 : 令和4年12月22日(木) 午後1時00分から午後3時30分まで

3. 開催場所 : 犬山市役所 5階 501・502 会議室

4. 出席した者の氏名

(1) 委員 麓和善、白水正、高瀬要一、西形達明

(2) 執行機関 原市長、中村教育部長

歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、中野主事、大前主事補

(3) その他 助言者 愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室 山内良祐

公益財団法人犬山城白帝文庫 成瀬淳子、宮田昭男

支援業者 株式会社 文化財保存計画協会

5. 報告事項

(1) 令和4年度犬山城関連主要事業の進捗状況について

6. 議題

(1) 史跡犬山城跡整備基本計画について

(2) 史跡追加指定範囲について

(3) 犬山城天守防災対策について

7. 会議要旨

報告事項

(1) 令和4年度犬山城関連主要事業の進捗状況について

(事務局より資料に基づき、犬山城の保存活用に関する事業及び犬山城の管理に関する事業について報告)

委員①:石垣修復について。崩れた部分には碎石土嚢を詰め根固めをしっかりと行う必要があるが、その下の部分はどうか。土羽の部分は置いておくのか。

事務局:土羽の部分は安定しているが、何かで留めるとなると史跡の指定地内であるためそういった形で施工できるのかという懸念点がある。利神城はシートのようなもので留めている。

委員①:1袋を置けるだけの水平な場所を作れるのであれば、ある程度根固めをし、一番下に土嚢を置く対応でよい。斜めの状態で行うのであれば留める装置が必要になる可能性がある。

事務局:愛知県と確認しながら進める。

議題

(1) 史跡犬山城跡整備基本計画について

(事務局より資料に基づき、史跡犬山城跡整備基本計画の内容について説明)

委員長:整備基本計画の範囲として市民活動支援センターを除くとあるが、市民活動支援センター(大手門まちづくり拠点施設)の所有は市か。

事務局:所有は市である。

委員長:その部分を外してよいものか議論になると思う。追加指定候補地について、いつ頃追加指定されるかの見通しはあるか。

事務局:候補地は東側と道路を挟んで西側と分かれている。西側の福社会館跡地は発掘調査を終えており、本日追加指定範囲についてご意見をいただく予定である。範囲が決まれば、文化庁のほうに意見具申を来年行い、翌年度ぐらいには追加指定される見込みである。東側の大手門まちづくり拠点施設については、建物が除却された後に調査をすることになる。既存の建物を10年間は使うということになっているので、そのあとの話になる。

委員長:史跡の保存活用計画についても、10年程度で見直しを行う。10年間変更のないことが分かっているのであれば、整備基本計画で検討する必要はない気もする。そのため整備基本計画対象範囲から市民活動施設を外すのは現段階ではよいと思われる。

委員長:資料4について。保存活用計画の4章から8章までを、整備基本計画の第4章「現状と課題」としてまとめるということがよく分かった。保存活用計画の第5章防災についても現状と課題が当然あるはずだが、整備基本計画の第4章では防災に対して全く触れられていない。対応から外れているように見えるがどうなのか。

事務局:整備について詳細に記載するためにこのようになっていると考える。92ページ運営体制の整備のところ、警備体制、予防対策、緊急時の連絡などの記載はあるが書きぶりが薄いためもう少し強化を行う。

委員長:書きぶりが薄いというより、保存活用計画の防災の現状と課題というものをちゃんと出して、ここで扱う必要がある。整備基本計画の第4章からはそれが抜けている。4-1ぐらいに防災が来てもよいと考える。

委員②:4章、5章を読むと遺構の調査ができていないという文言が複数見受けられる。今年度の黒門調査のような単発的な発掘調査がいくつか行われているが、整備するための総合調査が行われていない。現に城山の中で、比較的城としての遺構を残している杉の丸、樅の丸、本丸周辺の調査が行われていない。何年かかってもよいので計画的に調査をしていくということを謳いあげておいたほう

がよいのでは。

事務局:大手道全体を調査するというのも1つの手だと考えている。例えばこの整備基本計画の中に対象範囲を定めて、計画的に発掘調査していくという文言を加える必要があると考えている。

委員長:文言というより、将来にわたって計画的に発掘調査等を行う長期間の計画の必要性、それを早め立てたほうが良いという意見であった。石垣カルテを作成したり、データ調査をすることは保存のために必要であるが、将来的に整備をするのであれば、遺構の顕在化の前提となる発掘調査の長いスパンでの調査の見通しを立てておいたほうがよい。

助言者①:犬山城の本丸内も老朽化してきており、どこから修繕していくかの計画が無い。調査発掘・研究と一緒に整備していく計画を立てるべき。また、犬山城をより良い状態で後世に確実に引き継ぐのであれば委員長も言われたように防災を明確に出すべき。

事務局:現実的な計画をしなければならぬ、しっかり実行できる計画にする必要がある。建物等の整備の計画については整備基本計画第8章「事業計画」の中でどこを整備していくかということのを来年度検討し、何を優先してどのような順番でいつやるのかを入れ込む予定である。

委員長:事業計画もそうであるし、老朽化した便益施設をどう更新していくかというような、基本的な考え方もあるため、6章の整備基本計画と、8章の事業計画と両方に跨ってくる気がする。

助言者②:名勝の木曾川、史跡の犬山城跡、さらに国宝の犬山城天守があるという状況は他にあまり例が無く、押し出していくべき点である。そういったことがはっきりと理念のほうに出てくると犬山城らしさというのが出てくる。また関連計画について、愛知県には文化財保存活用大綱があるため上位計画に入れていただきたい。

(2) 史跡追加指定範囲について

(事務局より資料に基づき、史跡犬山城跡整備基本計画の内容について説明)

委員長:1トレンチの図面で見えている底の部分は堀底と見てよいか。

事務局:湧き水により崩れる可能性もあったため底までは達していない。

委員長:何をもって堀底と判断するのだが、試掘トレンチで確認できた2つの石は根石の可能性はある。根石を埋めるように堀底があるため、断面図を見ると52.5メートル、53メートルあたりが堀底のような気がする。福社会館の地下室を作ったからといって完全に遺構が滅失しているわけではなく、その下に貴重な石垣の遺構が出てきたと考えられる。

委員②:大手門枳形跡について、犬山城と城下町をつなぐちょうどいい場所で大変広い空き地になっている。どういうふうに整備して利用するのかをある程度考えてから指定の申請をするべきである。犬山でこれだけ広い空き地というのはまちづくりの活動をしてる人から見ると大変魅力的な土地である。何か整備の計画はあるのか。

事務局:現状計画と呼べるものは無いが、学び、人々が集う、結果的にまちのにぎわいに繋がるといった建物を建てたいという思いはある。もう一点は城下町の混雑緩和の緩衝地として防災的な場所としても利用したいため広場としても残しておくべきとは考えている。

助言者①:独断で考えるよりも国・県に意見を伺い、市で判断し、そこに委員会で専門家として意見をいれるべきではないか。更地のままにしておいて市民が納得するのか。そういう話が出てきたときに国・県はこういう意見だということがきちんとと言える立場にしておくのがこの委員会としてもあるべきではないか。

委員長:史跡指定地にしたら空き地のまま放置するのではなく遺構の顕在化等史跡としての整備は当然行う。空き地のまま放置するというだけでもないし、堀を掘って復元するという選択肢しかないわけでもないし、遺構が滅失している部分もあるので、史跡に指定すれば、便益施設が一切建てられないということでもない。

事務局:施設の程度にもよる。ガイダンス施設となるとハードルが上がる部分はある。

委員長:小牧山は史跡指定地内に「れきしる小牧」を作っており、いろいろな方法はあると思う。

委員③:市としてはどこまで史跡追加指定を考えているのか。

事務局:正直なところ、明確な線引きについては委員会で意見を伺ってからと考えていた。現状の街並みの連続性を考慮すると、道路のラインから少し内側に入ったところ、堀の肩から逃げたところを外せるのであれば建物は建つのではないかと考えている。

委員③:指定地になってしまったら例えばガイダンス施設も建てられないという考えか。

事務局:文化庁からはそのように言われている。しかし建物ありきで指定地から外すということは避けたいと考えている。今線引きしたラインが適切でなければ計画も再考する必要があると考える。

助言者①:指定した後に物事がこじれる事例が多い。やはり事前に検討したうえで申請書を提出するべき。

委員長:こちらですべて固めて申請書を文化庁に出すわけではなく、文化庁とも協議して範囲を決めることになるが、こういう委員会を組織しているからには、委員会の意見を踏まえたうえで文化庁に相談するという形を文化庁も望んでいる。

事務局:まずは有識者会議でよく検討してほしいと言われている。

助言者②:史跡として指定された場合は史跡としての保存、地下遺構等の顕在化が必要になってくる。史跡指定地になったらできること、できないことについての線引きも、まずは保存の観点から地下遺構に影響しないという部分があるので、堀を実際に掘るというより、例えば舗装の色を変えたり表示をしたりといったことが一つの候補となる。建物については綿密な検討のうえで認められることはあるが、当時そこに無かったものを作るのは難しいと思われるため、指定地内にガイダンス施設をつくるのは難しいという状況ではある。

委員長:史跡指定候補地について、西側の大きな面積を占める場所についてどのように整備するのか考える必要がある。追加指定の範囲は整備基本計画の策定完了年である令和5年度中までに固める必要があるのか。

事務局:文化庁より、整備基本計画を策定する段階で史跡追加指定が終わっていなければならないものではないと聞いているが、可能であれば整備基本計画の策定完了時にはどの範囲を史跡追加指定するのかという方針は定めておきたい。

委員②:大手門枡形の写真があるが、復元はできないか。

事務局:写真 1 枚だと難しいような気がする。位置が特定できない点も引っかかってくる。

助言者③:古写真を提供したのは私である。明治 3 年頃に写したものではないかと伝え聞いている。また、この大手門がある位置は、城下町である町家と城郭とのいわゆる隣接境界地に存在する。非常に市民の目線に近いところで、大手門枡形を整備していくということになると市民からいろんな話が出てくるのではと思う。やはり犬山市民・犬山市にとって、大手門枡形の部分はまちづくりの発展になるという考えは持つておくべきである。市民の意見を聞きながら文化庁・県の教育委員会から意見を賜る必要がある。

(3) 犬山城天守防災対策について

(事務局より資料に基づき、犬山城天守防災対策について説明)

委員長:天守内部の防災設備だけでなく外部の防災設備もあるため天守に限定する必要はないのではないか。史跡をあわせて考える必要はないか。

事務局:全体の話もあるが、優先的に天守の防災対策について検討したい。部会としては天守という名称を入れずに、扱う範囲は史跡を含むということも。

委員①:ここでの防災とは、火災が主か。

委員長:それだけには限らない。

事務局:防災だけでなく防犯や、地震等天災も含む。

助言者②:昨今、犬山や尾張東部でゲリラ豪雨が多いため雨についても検討していただきたい。

助言者①:崖崩れも天災に含まれる。また、ホテルの関係で花火がよくあげられるが町の中で上げるのと同じ基準である。城山に火が入る可能性が理解されていないのが現実である。

○その他

※第 3 回委員会は 3 月 20 日、3 月 23 日頃を予定。詳細な日程については後日調整する。